

地方議会議員選挙における法定ビラの頒布解禁についての意見書

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、国と地方が一丸となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう取り組む「地方創生」の重要性がさらに叫ばれる中で、首長とともに地方自治体における二元代表制の一翼を担う議会の役割が大きく問われています。

地方創生の鍵となるのが、国からの押し付けではない、各自治体の地域活性化につながる自立した様々な政策であるならば、その政策を首長とともに推進していく地方議会の選挙のあり方を政策本位にしていくことが地方創生には欠かせないと考えられます。特に、18歳まで選挙権が拡大された今、未来を担う有権者に対して、政策を伝えていくことの重要性が増していることは言うまでもありません。

よって、政府において、下記のとおり取り組むよう強く求めます。

記

2019年に予定されている統一地方選挙に間に合うよう、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第142条に規定する法定ビラの頒布を地方議会議員選挙においても認めるよう公職選挙法を改正すること。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月28日

多 治 見 市 議 会

衆議院議長 宛

参議院議長

内閣総理大臣
総務大臣